

千葉県連盟 技能章考査員の資格（推薦基準）

共通推薦条件	技能章考査にあたっては、技能章課目の考査細目を正しく理解して、スカウトに技能習得の手ほどきができ、また考査の可否の判定を判断する十分な能力を有していることが基本である。したがって、本基準に示す資格等を満たす者を候補者として推薦するに際しては、事前に各課目の考査細目を候補者に明示し、対応できるか否かを確認すること。 推薦に必要な資格・能力を有する者は、申請書にその資格・能力を詳しく明記するとともに、必要に応じて証明書類を提示すること。
--------	---

※印の技能章は、隊長認定であることを示しています。

No.	名称	技能章考査員として求められる標準的な能力・資格等	その他事項
1-1	野営章(旧課程) (2020年3月31日まで)	スカウトキャンプに熟練しており、千葉県連盟スカウトキャンプ研修会を修了した者	
1-2	野営章 ※	ウッドバッジ研修所課程別研修BS課程またはVS課程あるいはウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了しており(1)、被考査スカウトの所属隊の隊長である者(2)。	(1)と(2) 認定者の条件で、考査員登録は不要
2	野営管理章	スカウトキャンプに熟練しており、千葉県連盟スカウトキャンプ研修会の指導要員になったことがある者	
3	救急章	救急隊員、医師、または看護師(1)か、赤十字救急法救急員認定証を有する者(2)、あるいは千葉県連盟救急法講習会講師(3)	(1)か(2)か(3) (2)は有効期間を提示すること
4-1	炊事章(旧課程) (2020年3月31日まで)	スカウトキャンプおよび野外料理に熟練しており、千葉県連盟スカウトキャンプ研修会を修了した者	
4-2	野外炊事章 ※	ウッドバッジ研修所課程別研修BS課程またはVS課程あるいはウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了しており(1)、被考査スカウトの所属隊の隊長である者(2)。	(1)と(2) 認定者の条件で、考査員登録は不要
5	公民章 ※	ウッドバッジ研修所課程別研修BS課程またはVS課程あるいはウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了しており(1)、被考査スカウトの所属隊の隊長である者(2)。	(1)と(2) 認定者の条件で、考査員登録は不要
6	パイオニアリング章	ロープ結びに堪能で、信号塔・台形橋脚・筏等の大型構築物の構造設計・作業の安全管理ができ、構築の指導の経験を有する者(1)か、日本連盟の主催するウッドクラフトコース、または千葉県連盟の主催するパイオニアリングの研修を修了した者(2)	(1)か(2) (1)は指導経験について提示すること
7	リーダーシップ章 ※	ウッドバッジ研修所課程別研修BS課程またはVS課程あるいはウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了しており(1)、被考査スカウトの所属隊の隊長である者(2)。	(1)と(2) 認定者の条件で、考査員登録は不要
8	ハイキング章 ※	ウッドバッジ研修所課程別研修BS課程またはVS課程あるいはウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了しており(1)、被考査スカウトの所属隊の隊長である者(2)。	(1)と(2) 認定者の条件で、考査員登録は不要
9	スカウトソング章 ※	ウッドバッジ研修所課程別研修BS課程またはVS課程あるいはウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了しており(1)、被考査スカウトの所属隊の隊長である者(2)。	(1)と(2) 認定者の条件で、考査員登録は不要
10	通信章 ※	ウッドバッジ研修所課程別研修BS課程またはVS課程あるいはウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了しており(1)、被考査スカウトの所属隊の隊長である者(2)。	(1)と(2) 認定者の条件で、考査員登録は不要
11	計測章 ※	ウッドバッジ研修所課程別研修BS課程またはVS課程あるいはウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了しており(1)、被考査スカウトの所属隊の隊長である者(2)。	(1)と(2) 認定者の条件で、考査員登録は不要
12	観察章 ※	ウッドバッジ研修所課程別研修BS課程またはVS課程あるいはウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了しており(1)、被考査スカウトの所属隊の隊長である者(2)。	(1)と(2) 認定者の条件で、考査員登録は不要
13	水泳章	赤十字水上安全法救助員認定証を有する者(1)、スイミングスクール等で水泳の指導をする者(2)、または水泳に堪能で考査細目に精通している者(3)	(1)か(2)か(3) (1)は有効期間を提示すること。(3)はその根拠を提示すること
14	案内章	当該地域に長期間(5年以上)居住し、その地域の状況に精通している者	
15	エネルギー章	エネルギー業務に従事している者(1)、またはエネルギーについて専門知識を有する者(教員・研究者等)(2)	(1)か(2)
16	介護章	介護福祉士(1)か、各種障害に応じた介護に携わっている者(特別支援教育諸学校・介護施設等に勤務している者)(2)、または赤十字健康生活支援講習支援員認定証を有する者(3)	(1)か(2)か(3) (3)は有効期間を提示すること
17	看護章	看護師(1)、または千葉県連盟看護法講習会講師(2)	(1)か(2)

18	手話章	手話通訳士(1)、または手話に堪能で、指導の経験を有する者(2)	(1)か(2)	(2)はその根拠を提示すること
19	世界友情章	国際交流活動(海外派遣・交歓事業等)へ指導者として参加したことのある者(1)、または国際交流に精通している者(2)	(1)か(2)	
20	通訳章	英検2級、または類似の検定で同等以上の能力を有する者(1)、または英会話に堪能である者(2) ※英語以外の言語については同等の力量を有する者	(1)か(2)	(1)は資格、認定レベルを提示すること。(2)堪能とは英検2級以上に相当すること
21	点字章	点字を打つことと読むことに堪能である者		
22	園芸章	園芸を職業とする者(1)、または自家農園を有し園芸に精通している者(2)	(1)か(2)	
23	演劇章	演劇に堪能であり、指導の経験を有する者		
24	音楽章	音楽に堪能であり、指導の経験を有する者		
25	絵画章	絵画に堪能であり、指導の経験を有する者		
26	華道章	華道の指導にあたっている者(1)、または華道の師範の資格を有する者(2)	(1)か(2)	
27	茶道章	茶道の指導にあたっている者(1)、または茶道の師範の資格を有する者(2)	(1)か(2)	
28	写真章	カメラに精通し写真展などで入賞経験のある者(1)か、指導の経験を有する者(写真連盟に所属していることが望ましい)(2)、または写真撮影を職業にしている者(3)	(1)か(2)か(3)	
29	書道章	有段者であり、指導の経験を有する者		
30	竹細工章	竹細工を職業とする者(1)、またはそれと同等の能力を有する者(2)	(1)か(2)	同等の能力についてはその根拠を提示すること
31	伝統芸能章	伝統芸能について専門的知識を有しており、伝統芸能の保存に携わった経験を有する者		
32	文化財保護章	郷土史研究者(1)、社会科教員およびその経験を有する者(2)、または県の文化財保護課・市町村の社会教育課などで文化財保護を担当しているかその経験を有する者(3)	(1)か(2)か(3)	
33	木工章	大工、または木工製品・建具の製造・修復を職業とする者(1)、または同等の能力を有する者(2)	(1)か(2)	同等の能力についてはその根拠を提示すること
34	安全章	衛生管理者(1)、防災関係の業務に従事している者(2)、または防災業務に精通している者(3)	(1)か(2)か(3)	ウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了していることが望ましい
35	沿岸視察章	船舶業務に従事しているかその経験を有する者(1)、または沿岸視察業務に堪能である者(2)	(1)か(2)	(2)は能力・経験についてその根拠を提示すること
36	家庭修理章	D I Yアドバイザー(1)、または日曜大工程度の道具の使用に熟達している者(2)	(1)か(2)	(2)は能力・経験についてその根拠を提示すること
37	環境衛生章	環境衛生に精通している者		ウッドバッジ研修所BS課程またはVS課程を修了していることが望ましい
38	コンピュータ章	情報技術者(1)、コンピュータ業務に従事している者(2)、またはコンピュータの専門的知識を有する者(3)	(1)か(2)か(3)	
39	裁縫章	裁縫を職業とする者(1)、または同等の能力を有する者(2)	(1)か(2)	同等以上の能力についてはその根拠を提示すること
40	搾乳章	酪農に従事しているかその経験を有する者		

41	自動車章	自動車運転免許証（普通以上）を保有し(1)、運転業務に従事している(2)か、整備業務に従事しているかその経験を有する者(2)（2級整備士以上の資格を有することが望ましい）	(1)と、(2)か(3)	
42	事務章	各種の事務的なことに堪能である者		
43	珠算章	珠算2級以上の資格を有し、計算業務に堪能である者		
44	消防章	消防業務に従事しているかその経験を有する者		
45	信号章	信号を使用する職業に従事している者(1)、または信号に関して十分な知識を有する者(2)	(1)か(2)	
46	森林愛護章	林業関係の職業に従事しているかその経験を有する者(1)、または森林インストラクター(2)	(1)か(2)	
47	洗濯章	洗濯を職業とするかその経験を有する者(1)、またはそれと同等の能力を有する者(2)	(1)か(2)	同等の能力についてはその根拠を提示すること
48	測量章	測量を職業としているかその経験を有する者(1)で、測量士補以上(2)、または2級建築士以上(3)の資格を有する者	(1)と、(2)か(3)	
49	測候章	気象予報士(1)、気象業務に従事しているかその経験を有する者(2)、または測候に関し十分な知識を有する者(3)	(1)か(2)か(3)	
50	鳥類保護章	鳥類保護員(1)、鳥獣保護区管理員(2)、またはそれと同等の能力を有する者(3)	(1)か(2)か(3)	同等の能力についてはその根拠を提示すること
51	釣り章	遊漁を職業とするかその経験を有する者(1)、公認釣りインストラクター(2)、または釣りに堪能である者(3)	(1)か(2)か(3)	(2)は有効期間を提示すること。(3)は能力・経験についてその根拠を提示すること
52	溺者救助章	海難救助業務に従事しているかその経験を有する者(1)か、赤十字水上安全法救助員認定証を有する者(2)、潜水指導団体のレスキューダイバーの認証カードを有する者(3)、またはベーシックサーフライフセービング以上のライフセーバー資格を有する者(4)	(1)か(2)か(3)か(4)	(2)は有効期間を提示すること。
53	電気章	工業高校電気科を卒業した者(1)か、電気工事士または電気主任技術者の資格を有する者(2)、または同等の能力を有する者(3)	(1)か(2)か(3)	同等の能力についてはその根拠を提示すること
54	天文章	天文、航海または航空に関する職業に従事しているかその経験を有する者(1)、または天文に関し十分な知識を有する者(2)	(1)か(2)	(2)についてはその根拠を提示すること
55	土壌章	農耕業務に従事しているかその経験を有する者(1)、または農学について専門的知識を有する者(2)	(1)か(2)	
56	農機具章	農業に従事しているかその経験を有する者(1)、または農機具について専門的知識を有する者(2)	(1)か(2)	
57	農業経営章	農業に従事しているかその経験を有する者(1)、または農学について専門的知識を有する者(2)	(1)か(2)	
58	簿記章	簿記検定1級以上の資格を有し、指導または実務の経験を有する者		
59	無線通信章	第4級アマチュア無線技士以上の資格を有し、交信経験が豊富である者		
60	有線通信章	有線通信の技術関係業務に従事しているかその経験を有する者		
61	養鶏章	養鶏業務に従事しているかその経験を有する者		
62	養豚章	養豚業務に従事しているかその経験を有する者		
63	ラジオ章	工業高校電子科を卒業した者(1)、または同等の能力を有しラジオに精通している者(2)	(1)か(2)	同等以上の能力についてはその根拠を提示すること

64	わら工章	わら工について堪能である者		
65	アーチェリー章	地域のアーチェリー協会・連盟に加盟しており、指導の経験を有する者		
66	オリエンテーリング章	オリエンテーリング協会インストラクターの資格を有する者(1)、または同等の能力を有する者(2)	(1)か(2)	同等の能力についてはその根拠を提示すること
67	カヌー章	バッジテストB級以上の資格を有する者(日本体育協会公認コーチ有資格者が望ましい)		
68	自転車章	自転車の販売・修理を職業にする者(1)、または同等の自転車整備技能を有しており、サイクリングに熟達している者(2)	(1)か(2)	(2)はその根拠を提示すること
69	スキー章	バッジテスト2級以上の資格を有する者(1)、またはスキーに堪能である者(2)	(1)か(2)	堪能とはバッジテスト2級相当の者
70	スケート章	バッジテスト2級以上の資格を有する者(1)、またはスケートに堪能である者(2)	(1)か(2)	堪能とはバッジテスト2級相当の者
71	漕艇章	5級海技士以上の海技免状を有する者(1)か、船舶職員に準ずる業務に従事しているかその経験を有するもの(2)、または海洋活動に堪能である者(3)	(1)か(2)か(3)	(3)はその根拠を提示すること
72	登山章	日本山岳会、日本山岳協会、または日本山岳・スポーツクライミング協会の会員か会員団体の構成員である者		
73	馬事章	馬術に堪能である者		
74	パワーボート章	4級小型船舶操縦士免許(平成15年6月1日からは新免許「2級小型船舶操縦士免許」)を有する者(1)、またはそれと同等の有資格者で指導の経験を有する者(指導員以上の資格を有する者が望ましい)(2)	(1)か(2)	同等の資格は有する資格を提示すること
75	ヨット章	バッジテスト中級3級以上の資格を有する者で指導の経験を有する者(指導員以上の資格を有する者が望ましい)		
76	武道・武術章	有段者で指導の経験を有する者		
77	環境保護章	環境保全・保護や環境教育に精通している者		
78	報道章	ニュース等の報道に従事するかその経験を有する者(1)、または企業・行政・団体等の広報の経験を有する者(2)	(1)か(2)	
79	薬事章	薬剤師、または医師		
80	防災章	行政や地域、企業や団体の防災担当者かその経験を有する者		
81	情報処理章	情報処理技術者(1)、またはIT業務に従事して専門知識を有する者(2)	(1)か(2)	
82	情報通信章	情報通信技術者(1)、またはICT業務に従事して専門知識を有する者(2)	(1)か(2)	
83	ネットユーザー章	ネットリテラシーの教育に携わり、指導の経験を有する者		